



↓よく伝わりました！こころなNOWが所定の場所に取りに行かなければならないのは残念です。各家庭に配布している市町村も多いため、今後期待します！



最近、香南市に引越してまいりました。ゴミの分別が難しいかと不安でしたが、冊子が分かりやすく安心しました。分別に力をいれている様子が↓(左ページ)へ



労使間トラブルに関する「労働相談」と「あつせん」

高知県労働委員会は、労働相談により職場のお悩み解決のお手伝いをしています。

「突然解雇された」、「残業代が支払われない」といったお悩みに対し、解決に有効な情報提供を行います。費用は無料、秘密は厳守しますので、お気軽にご相談ください。

■電話相談・問い合わせ

高知県労働委員会事務局
☎088-821-4645

※月・金曜日(祝日・年末年始を除く)8時30分～17時15分受付

■メール

http://www.pref.kochi.lg.jp/form/240101/mailform.html



認定新規就農者制度

これまで、「青年等の就農促進のための資金の貸付等に関する特別措置法」に基づき県が認定していた制度でしたが、10月1日から「農業経営基盤強化促進法」に基づく、市町村が認定する制度に変わりました。

■認定新規就農者制度とは

新たに農業を始める方が作成する青年就農計画を市町村が認定し、認定を受けた新規就農者に対して重点的に支援をしていくものです。

■対象

①青年(原則18歳以上45歳未満)

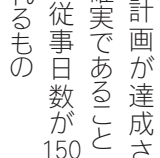
②特定の知識・技能を有する中高年齢者(45歳以上65歳未満)

③右記の人が役員の過半数を占める法人

※農業経営を開始して一定の期間5年を経過しない人を含みます。ただし、認定農業者は含みません

■主な認定基準

①その計画が市町村の基本構想に照らして適切であること



高齢者肺炎球菌感染症予防接種が変わりました

26年10月から定期予防接種となり、実施方法が変更されました。該当する人には予防票を郵送します。予防票がないと接種できませんので、ご注意ください。

■対象

香南市に住民登録があり、接種日までに1回も接種したことがない人で、

・26年度から30年度までは当該年度中に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる人。

※なお、26年度のみ101歳以上の人も対象となり、31年度以降は65歳の人のみが対象となります

■必要書類

土地取り引きにかかる契約書、土地の位置が分かる地形図、土地の形状を明らかにした図面(公図)など

■届け出期限

契約締結日を含めて2週間以内

■問い合わせ

市役所建設課



10月は年次有給休暇取得促進期間です

あなたの会社は、年次有給休暇が取りにくくありませんか。全体の約3分の2の労働者は、年次有給休暇の取得にためらいを感じています。仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)のために、休暇取得に向けた環境づくりに取り組ましましょう。また、年次有給休暇の計画的付与制度を活用しましょう。

■問い合わせ

高知労働局労働基準部監督課
☎088-885-6022



10月は土地月間です

土地は、地域全体の住みやすさや自然環境との調和などを考えて、適正に利用することが大切です。

■土地は、地域全体の住みやすさや自然環境との調和などを考えて、適正に利用することが大切です。

そのため国土利用計画法では、一定規模以上の土地取引引きについては、土地の権利取得者(買主など)が、契約後2週間以内に、土地の利用目的や取引価格等を土地の所在する市町村を経由して県に届け出ることとしています。

■届け出の必要な取引引き

・売買・交換・営業譲渡・譲渡担保・代物弁済・共有持

分の譲渡・地上権・賃借権の設定・譲渡・予約完結権・買戻権などの譲渡・信託受益権の譲渡・地位譲渡

■取り引きの規模(面積)

・都市計画区域：5,000㎡以上

・都市計画区域以外の区域：10,000㎡以上

■一団の土地取り引きについても届け出が必要

※一団の土地とは、土地利用上、現に一体の土地を形成している、または一体としての利用が可能で、かつ、権利取得者が、一連の計画の下に、土地に関する権利の移転または設定を行うその土地が面積要件を満たしているものをいいます

■届け出方法

契約者名、契約日、土地の面積、利用目的などを記入した届け出書に必要書類を添えて、建設課へ提出してください。

■必要書類

土地取り引きにかかる契約書、土地の位置が分かる地形図、土地の形状を明らかにした図面(公図)など

■届け出期限

契約締結日を含めて2週間以内

■問い合わせ

市役所建設課



10月1日は浄化槽の日

合併処理浄化槽はトイレの水洗いで快適な生活が楽しめるだけでなく、きれいな水を川などの自然に帰し、美しく豊かな自然を守ります。平成13年4月からは、単独処理浄化槽の新設が原則禁止され、地球にやさしい合併処理浄化槽の設置がすすんでいます。

■浄化槽は下水道と同程度の汚水処理性能を持つものです

が、正しい使い方と適正な維持管理がなされないと、本来の機能を十分に発揮することができません。合併処理浄化槽の普及促進を図り、保守点検・清掃・法定検査をきちんと行って、高知県の美しい自然をみんなで守っていきましょう。

■保守点検は定期的に行うことが義務付けられています

▼専門知識を持つ資格のある業者への委託をお勧めします。

▼清掃は年一回以上の実施が義務付けられています

市町村長の許可を受けた業者に頼みましょう。

▼法定検査は、浄化槽の機能が十分に発揮されているか確認する大変重要な検査です

年一回必ず指定検査機関で受けることが義務付けられています。



10月15日～21日は違反建築防止週間です!

この週間は、住民の皆さんに建築基準法の目的等について知っていただき、違反建築の防止を図るとともに、建築に関する取り組みを行うことにより建築物の安全性の確保と良好な住環境をつくることを目的として全国的に行っているものです。

◆建築確認申請の手続きは着工前!

都市計画区域内(野市町全域・香我美町および夜須町の一部)で建築物を新築または10mを超える増築をする場合、着工前に建築確認申請を提出し確認済証の交付を受ける必要があります。

■問い合わせ

また、都市計画区域外(吉川町および赤岡町全域・香我美町および夜須町の一部)でも一定の建物を除き、建築確認申請の提出が必要ですので、事前にお問い合わせください。

■問い合わせ

市役所建設課



10月15日～21日は違反建築防止週間です!

この週間は、住民の皆さんに建築基準法の目的等について知っていただき、違反建築の防止を図るとともに、建築に関する取り組みを行うことにより建築物の安全性の確保と良好な住環境をつくることを目的として全国的に行っているものです。

◆建築確認申請の手続きは着工前!

都市計画区域内(野市町全域・香我美町および夜須町の一部)で建築物を新築または10mを超える増築をする場合、着工前に建築確認申請を提出し確認済証の交付を受ける必要があります。

■問い合わせ

また、都市計画区域外(吉川町および赤岡町全域・香我美町および夜須町の一部)でも一定の建物を除き、建築確認申請の提出が必要ですので、事前にお問い合わせください。

■問い合わせ

市役所建設課



10月15日～21日は違反建築防止週間です!

この週間は、住民の皆さんに建築基準法の目的等について知っていただき、違反建築の防止を図るとともに、建築に関する取り組みを行うことにより建築物の安全性の確保と良好な住環境をつくることを目的として全国的に行っているものです。

◆建築確認申請の手続きは着工前!

都市計画区域内(野市町全域・香我美町および夜須町の一部)で建築物を新築または10mを超える増築をする場合、着工前に建築確認申請を提出し確認済証の交付を受ける必要があります。

■問い合わせ

また、都市計画区域外(吉川町および赤岡町全域・香我美町および夜須町の一部)でも一定の建物を除き、建築確認申請の提出が必要ですので、事前にお問い合わせください。

■問い合わせ

市役所建設課